

## 入間市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>11,856円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>14,820円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>2,964円</u>とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>7,410円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>7,410円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>1,482円</u>とする。</p> <p>5 略</p>